経 済 産 業 研 究 所 入 札 心 得

（趣　旨）

第１条　経済産業研究所（以下「当研究所」という）の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第２条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

1. 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
2. 入札者は、入札後、第１項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第３条　入札保証金及び契約保証金の納付は、全額免除する。

（入札の方法）

第４条　入札者は、別紙様式による入札書類を直接にまたは又は郵便で提出しなければならない。　　*（注）郵便入札は、本調達では適用せず。*

（入札書類の記載）

第５条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第６条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表示し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を当研究所担当者等に提出しなければならない。

1. 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（入札者等の制限）

第７条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

1. 入札者は、次の各号の一に該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過しないものを入札代理人とすることができない。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

②　契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

③　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

④　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

⑤　検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑥　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

⑦　競争に参加するための手続き又は契約の履行に関する手続きに際し、虚偽の申告をした者。

⑧　①から⑦までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

（郵便入札）　　*（注）本調達では適用せず。*

第７条　郵便入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒に入札書在中の旨朱書きし、仕様書等を添付することとされた入札又は調達物品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、入札書とは別に当該関係書類を入札担当者等あての書留で郵送しなければならない。

（条件付きの入札）

第８条　全省庁統一の一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札のとりやめ等）

第９条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

（入札の無効）

第10条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

1. 競争に参加する資格を有しない者による入札
2. 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
3. 委任状を持参しない代理人による入札
4. 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる）を欠く入札
5. 金額を訂正した入札
6. 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
7. 明らかに連合によると認められる入札
8. 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
9. 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が当研究所の審査の結果採用されなかった入札
10. 入札書受領期限までに到着しない入札
11. 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札

⑫　その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）

第11条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第12条　当研究所が作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（再度入札）

第13条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

（同価格の入札者が２者以上ある場合の落札者の決定）

第14条　落札となるべき同価格の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

1. 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第15条　落札者は、当研究所から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる）し、落札決定の日から５日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない）に当研究所に提出しなければならない。ただし、当研究所が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

1. 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第16条　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第17条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

別記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき